

第百五十一回国会 参议院 经济产业委员会 会议录 第八号

平成十三年五月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

林 紀子君

補欠選任

山下 芳生君

五月二日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

風間 昶君

五月十日

辞任

加納 時男君

補欠選任

中島 啓雄君

五月十一日

辞任

中島 啓雄君

補欠選任

加納 時男君

五月十六日

辞任

直嶋 正行君

補欠選任

小川 勝也君

五月十七日

辞任

小川 勝也君

補欠選任

直嶋 正行君

五月十八日

辞任

竹村 泰子君

補欠選任

本田 良一君

五月十八日

辞任

海野 義孝君

補欠選任

益田 洋介君

五月十八日

辞任

益田 洋介君

補欠選任

海野 義孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

加藤 紀文君

加藤 紀文君

畑 恵君

保坂 三蔵君

山下 善彦君

委員

足立 良平君

西山登紀子君

魚住 汎英君

加納 時男君

倉田 寛之君

陣内 孝雄君

松田 岩夫君

吉村剛太郎君

直嶋 正行君

本田 良一君

兼科 満治君

海野 義孝君

風間 昶君

山下 芳生君

梶原 敬義君

水野 誠一君

渡辺 秀央君

平沼 赳夫君

古屋 圭司君

松田 岩夫君

大村 秀章君

西川太一郎君

塩入 武三君

鶴田 康則君

坂本由紀子君

國務大臣

経済産業大臣 平沼 赳夫君

経済産業副大臣 古屋 圭司君

経済産業副大臣 松田 岩夫君

経済産業副大臣 大村 秀章君

経済産業大臣 西川太一郎君

経済産業大臣 塩入 武三君

経済産業大臣 鶴田 康則君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業大臣 坂本由紀子君

経済産業省産業技術環境局長 日下一正君

国土交通省道路局長 峰久 幸義君

環境省環境管理局長 石原 一郎君

水環境部長

○委員長(加藤紀文君) 本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(加藤紀文君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月十三日、林紀子君が委員を辞任され、その補欠として山下芳生君が選任されました。

また、去る二日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君) この際、平沼経済産業大臣、松田経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、西川経済産業大臣政務官及び大村経済産業大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。平沼経済産業大臣。

○國務大臣(平沼赳夫君) おはようございます。

このたび、新内閣のもとで再び経済産業大臣を拜命いたしました平沼赳夫でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

小泉内閣のもと、私たちは、二十一世紀にふさわしい経済社会システムを確立すべく、新たな改革に乗り出そうといたしております。改革の道筋は平たんではないかもしれません。しかし、新しい時代を切り開く挑戦の芽は我が国の至るところで生まれ始めており、私たちに求められていることは、痛みを恐れず、強い意志を持って改革を実現していくことである。私は、昨年七月に通

商産業大臣に任命され、さらに本年一月からは初代の経済産業大臣として、経済構造改革の推進等、経済産業行政に全力で取り組んでまいりましたが、今般、決意も新たに、真に豊かで誇りに満ちた自立型の日本経済を構築すべく、全力を傾注する所存でございます。

まず取り組むべき課題は、日本経済再生のための経済構造改革の断行であります。

このため、まずは先般取りまとめられた緊急経済対策を速やかに実行に移す必要があります。経済産業省といたしましても、産業再生法の活用等により、不良債権処理とあわせ、企業の前向きな事業再構築による産業再生を進めてまいります。

また、昨年末に「経済構造の改革と創造のための行動計画」を取りまとめ、二百六十項目に及ぶ具体的な施策の実施に鋭意取り組んできておりますが、この行動計画をさらに重点化・拡大すべく、具体的な提案をしていきたいと考えております。

産業構造改革・雇用対策本部においては、この提案等を踏まえて、新しい市場や雇用の創出に向けた施策を早急に検討し、迅速に実行してまいります。

また、不良債権処理や企業再建に伴う影響を最小化するとともに、中小企業の高齢で活力のある成長発展を目指して、円滑な資金供給の確保等、中小企業政策の推進に全力で取り組んでまいります。

さらに、我が国経済の中長期的な成長のために、新しい市場の創出のためのイノベーションの推進、エネルギー・環境制約の克服と成長要因への転換、IT革命への対応等に取り組むことが必要であります。このため、産業技術力の強化により、イノベーションを促進すべく、産学官連携による重点的、戦略的な研究開発、科学技術システム改革を推進いたします。

環境政策につきましては、大都市圏エコタウン構想の推進等、効率的な循環型経済システムの形成を目指すとともに、地球温暖化問題については、米国の京都議定書への参加を強く働きかけ、七月に開催されるCOP6再開会合に向けた交渉に全力を尽くしてまいります。

エネルギー政策については、環境保全、効率化、安定供給といった政策目標を実現するための幅広い検討を進めるとともに、省エネルギー、新エネルギー、原子力立地の推進と原子力安全の確保、プルサーマル計画の実施等を着実に進めてまいります。

IT革命への対応につきましては、電子商取引の特質に応じたルールの整備、電子政府の実現、IT人材の育成等の施策を推進してまいります。

一方、世界各国では、国内の制度改革を競う一方、自国に有利な形で各国制度間の調和を追求する動きが活発化しており、我が国といたしましては国内経済政策と表裏一体のものとして、戦略的な対外経済政策を推進する必要があります。

このため、本年十一月のWTO閣僚会議に向けて、十分に幅広い交渉を行う新ラウンドを立ち上げるべく最大限の努力をするとともに、日シンガポール新時代経済連携協定の年内合意、日米間の新たな経済対話の枠組みの具体化等、多層的なアプローチで政策を展開してまいります。

以上申し述べた課題への取り組みの一環として、今国会に所要の法案を提出しているところがございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

国民各位の御理解のもと、経済産業行政に全力を挙げてまいり所存でございますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 松田経済産業副大臣。
○副大臣(松田岩夫君) 経済産業副大臣に再任されました松田岩夫でございます。どうぞよろしく願います。

引き続き平沼大臣を補佐し、経済構造改革をさ

らに推し進め、日本経済を自立的な回復軌道に一刻も早く乗せるべく、全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤委員長を初め委員各位の皆様方には、これまで同様御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 古屋経済産業副大臣。

○副大臣(古屋圭司君) このたび新たに経済産業副大臣を拝命いたしました古屋圭司でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

企業の創造的な経済活動を促進し、新規産業を創出するなど、二十一世紀にふさわしい経済並びに社会システムを確立すべく、平沼大臣を支えつつ、経済産業行政に全力を傾注してまいり覚悟でございます。

加藤委員長を初め委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 西川経済産業大臣政務官。

○大臣政務官(西川木一郎君) 経済産業大臣政務官を再び任命いただきました西川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平沼大臣のもと、これまで経済産業行政の推進に取り組んでまいりましたが、時代に即応した行政ニーズに適切に対応すべく、さらに全力を尽くしてまいり所存でございます。

加藤委員長初め委員の先生方には引き続き法案等の御審議をお願いすることになりますが、これまでも増して御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 大村経済産業大臣政務官。

○大臣政務官(大村秀章君) このたび経済産業大臣政務官を拝命いたしました大村秀章でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

経済社会を取り巻く環境が内外ともに大きく変化をする中で、平沼大臣を支え、課題の山積する経済産業行政の遂行に一生懸命邁進してまいりた

いと考えております。

加藤委員長初め委員の皆様方には大変にお世話になります。特段の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。計量法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に厚生労働大臣官房審議官鶴田康則君、厚生労働省労働基準局安全衛生部長坂本由紀子君、経済産業省産業技術環境局長日下一正君、国土交通省道路局長石原一郎君を政府参考人として

出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤紀文君) 計量法の一部を改正する

法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本田良一君 本田良一でございます。

私は、この計量法の質問をするに当たりまして、冒頭、国を初め全国津々浦々、地道な計量行政というものに携わっておられる職員の方々あるいはまた計量士の皆さんに、このことにつきまして心から敬意を表してこの質問をさせていただきます。

まず、今回の法案が、ダイオキシン等の極微量物質にかかわる適正な計量の実施と計量証明の信頼性の向上を図るため計量単位を見直すというものであります。この際、この質問に当たり、計量法を広く認識していただくという観点から質問をさせていただきます。

計量制度は古来から国家の骨幹をなす制度でありました。例えばこの分量を一升と定めると統治者が規定をして、それが全国津々浦々にまで浸透して経済活動がなされてきました。そして、その統治者はその国を支配したことになるのであります。

度量衡というのはまず蒙古のジンギスカンから始まったわけでありまして、国家の権威と財源の確保のために必要な制度でありました。しかし、私は、今日の計量制度の意義は国家権力の存立にあるのではなく、高度消費社会における消費者保護にあるのではないかと考えますが、大臣の御見識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えを申し上げます。委員御指摘のように、計量制度というのは貨幣制度と並びまして古来から社会生活に不可欠なものとして国家の基本となる制度でございます。経済活動、産業活動、国民生活における計量の信頼性を担保する社会的な基盤だと思っております。

と思っております。

計量制度は古来から国家の骨幹をなす制度でありました。例えばこの分量を一升と定めると統治者が規定をして、それが全国津々浦々にまで浸透して経済活動がなされてきました。そして、その統治者はその国を支配したことになるのであります。

度量衡というのはまず蒙古のジンギスカンから始まったわけでありまして、国家の権威と財源の確保のために必要な制度でありました。しかし、私は、今日の計量制度の意義は国家権力の存立にあるのではなく、高度消費社会における消費者保護にあるのではないかと考えますが、大臣の御見識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えを申し上げます。委員御指摘のように、計量制度というのは貨幣制度と並びまして古来から社会生活に不可欠なものとして国家の基本となる制度でございます。経済活動、産業活動、国民生活における計量の信頼性を担保する社会的な基盤だと思っております。

我が国の計量制度は、古くは千三百年前の大宝律令の制定にその端を発すると、こういうふうになされておりますけれども、その大宝律令や、また権力者でございました豊臣秀吉の太閤検地に際しては、国家の租税制度に主眼が置かれたものと承知をいたしております。

これに対しまして、明治二十四年度の度量衡法の制定によつて近代的な法制度が整えられまして、昭和二十六年には計量法が制定されまして、現在に続く制度の骨幹が整備をされているわけでございます。このような時代の変遷を経て、現在の計量制度におきましては、現代の社会にありまして適正な計量の実施を通じまして経済の発展や文化の向上を図ることを目的とするものとなっております。

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

その一環といたしまして、現在の制度は消費者の保護を図る側面といたしまして、精米や食

肉、灯油等の商品について一定の公差の範囲内で事業者が販売することを義務づける商品量目制度なども導入されているものとなっております。歴史的に見ますと確かに国の権力というものが統治をしやすい、その一つの目安としてこういういわゆる計量制度というものが設けられましたけれども、明治以降、近代国家になるに従って、やはり消費者の立場に立つというようなそういう側面の中で私は現在計量法がある、このように認識しております。

○本田良一君 大臣も同じ消費者の保護の考えを持っておられます、大変安心をいたしました。

それでは、これは平成四年五月二十日に改正がなされた計量法ですけれども、ところがこの計量法の中には今日に至りましても条文の中に消費者保護をうたっていないんですね。だから、この条文に消費者保護を一項入れる、このことのお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(平沼超夫君) お答えを申し上げます。

計量法の目的というのは、計量の基準を定めまして、適正な計量の実施を確保いたし、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することとなっております。この法目的を実現するため、商品量目制度や各家庭で使用する水道メーター等の検定を行っておりますが、これらは計量における一般消費者の保護に貢献しているものだ、このように思っております。

したがって、計量法の条文の中には御指摘のように消費者保護という文言は入っておりませんけれども、消費者保護の趣旨やそのための制度は既に計量制度に盛り込まれている、私もはこのように認識をいたしているところでございます。

○本田良一君 私は、これを地方議員であります市会議員のとき、また県会議員のときも、この計量法をずっと扱ってまいりました。その都度今のように申し上げまして、国の方の見解を今初めて聞いたわけですが、地方では国の方でやること

なのでという答弁でありましたけれども、きょう大臣から改めて国の御意見を聞きましたが、そのような答えになるのではないかなと、こう思っております。もう今世紀でございますので、それぞれの計量行政をびしゃつとやればちゃんと消費者保護につながっていくんだということであつても、やっぱり法は法として明文化をしておくという事はこれから重要なことだと思っております。そのことが軽視をされない、警鐘になつておりますから、ぜひ今後ひとつ御検討をお願いしたいと思っております。

次に、以前に公害問題が騒がれていたころ、ppmという計量単位が我々の耳に懐かしいのでありましたが、ppmは計量単位として百万分率というふうであります。今回、新たにこの法案で定めようとする極微量物質の計量単位は、さらにその百万分の一の兆分率と、さらにその千分の一、千兆分率であります。

現在の法律で定められているppmなどの計量単位は昭和四十九年に改定をされました。三十年とたたないうちに今回の見直しでありますから、いつの日かさらにこの基準では対応できない超微量物質の測定が必要になるやもしれません。今回の改正で果たして今後何年ぐらい大丈夫でございますでしょうか。二十一世紀中とまではいいかなくとも、五十年ぐらいの見直し期間が必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○副大臣(松田岩夫君) 計量法におきましては、我が国の取引または証明に使用される計量単位を定めておるわけでございますが、計量単位を統一いたしますことは経済の発展あるいは学術の振興等の基礎を築く上で必要不可欠なものでございまして、過去におきまして、計量単位としてメートル法を統一的に採用することによりまして、工業製品の規格化を通じて生産性の向上に寄与するなど、我が国の産業経済の発展に大きく貢献してきたところであります。計量単位にはこのような経済社会の基礎をなすという性質、つまり社会全体に極めて大きな影響

を与えるということから軽々に変えられないという、安定性といえますか、そういう性質が求められるのは当然であります。また同時に、技術の進展等の時代の要請に的確に対応していくことも求められるものであります。

今回の法改正によりまして、御指摘のppmとかあるいはppqといった単位を追加するわけでありまして、これはまさにこのような見地から現在や将来に見込まれる単位として新たに追加しようとするものであります。昨今のように、技術の進歩が極めて速い時代でありまして、今後どれだけの期間に新たな計量単位のニーズがあらわれるか今見込むことは極めて困難なことであるかと存じますが、いずれにいたしましても、今申しました安定性と時代への対応の双方の要請にいかにかうまともにこたえていくかということが基本かと存じます。

○本田良一君 次に、また二十一世紀に日本が新しい計量単位を生み出し、国際計量単位として採用される可能性はありますか、お伺いをいたします。

○副大臣(松田岩夫君) 今申しましたように、現在の国際社会は極めて技術進歩も著しく、また変化の激しい時代でもあります。このような時代にありまして、新たな技術の開発に伴って新たな計量単位を必要とする場面がないとは決して断ぜられないと思うわけであります。

計量単位は国際的に共通であることが求められるものであります。昨今の技術進歩、今申しましたように目覚ましい時代の中にあつて、むしろ我が国で活発な技術開発が見られ、これによつて新たな我が国初の計量単位があらわれ、ひいてはこれが国際的にも認知された共通なものとなつていくといったようなことを大いにともども期待したいものだと思つております。

○本田良一君 今、松田副大臣の答弁、私もその辺が意図するところでございます。実を言いますと、これは後でその点を具体的に述べたいと思つておりますので、次に回させていただきます。

今回の法案では、計量制度を構成する幾つかの要素、計量器、計量証明事業、計量士、国家計量標準などのうち、計量証明事業にだけ焦点が当てられております。極微量物質の計量ニーズの増大に対応するのであれば、計量士などの資格検定制度的について、あるいは計量器などのハード面についても新たな基準を設定するなど、何らかの見直しが必要ではないかと思つておりますが、そこで以下お伺いをいたします。

まず、計量制度を支える人的資源として計量士がおります。我が国全体で現在有資格者は何人ぐらいでしょうか、また毎年新たに資格を取る人はどのくらいいるでしょうか。

次に、計量士という存在は一般市民から見ればなかなかその姿が見えない。現在、既に資格を持つている計量士は主にどこにいますのでしようか。彼らは今回の法案の対象となる極微量物質の測定に対応できるのでしょうか、それとも新たな研修が必要なのではないでしょうか、もしそうだとしたら、そういう研修を実施する考えはありますか、お伺いいたします。

次に、現在の計量士認定の基準について、今回の改正に合わせた見直しの必要性はないのでしょうか。

以上、まず区切つてお聞きします。

○副大臣(松田岩夫君) 幾つかの御質問をいただきました。まず、計量士のごとでございますが、計量士制度は、計量に関する専門の知識、技能を有する者に対して資格を与え、計量法に基づく一定分野の職務を分担させることによりまして、計量器の自主的な管理や適正な計量の推進に寄与することを目的に、昭和二十六年の計量法制定時に導入されたものであります。

計量士には、大きく分けまして、質量分野の専門家である一般計量士と、環境分野の専門家でありまして環境計量士の二種類がございますが、これまでに一般計量士として約一万二千人が、また環境計量士として約一万人が登録されております。

また、毎年新たに計量士資格を取得する者としては、年によつても若干変動がありますけれども、最近の数字を申し上げますと、一般計量士が大体二百人前後、環境計量士が五百人前後となっております。

次に、計量士は、なかなか市民の立場から見るとその姿が見えない、一体どこにおられるのかという御趣旨の御質問がございました。

計量士は、計量に関する専門家として幅広く活動しておりまして、具体的には計量器の製造メーカー、計量器のユーザー、指定検定機関あるいは指定定期検査機関、計量証明事業者、各都道府県などにおきまして、その専門家として計量器の検査等の任を担っているわけがございます。また、計量士は、これらの業務以外にも消費者保護の観点からの適正計量の実施において重要な役割を担っていただいております。例えば家庭用計量器の無料診断を各都道府県と協力して全国各地で行うなど、計量器に関する消費者からの相談にも積極的に対応していただいております。

次に、今回の法案の対象となる極微量物質の測定に対応できるのかといったような御趣旨の御質問でございます。

今回の法案の対象となります極微量物質の計量に当たりましては、実際の計量管理の任を担います計量士についても、極微量物質に対応した高い知識、経験が当然のことながら必要となるものであります。このような極微量物質に関しましては、濃度関係の環境計量士が大きく関係することとなりますが、濃度関係の環境計量士は、濃度一般の計量計測に必要な計量管理を既に身につけた方々でございます。したがって、それに加えて個別の各種極微量物質に必要となる専門的な知識、経験を確保していただくことができれば、極微量物質の計量計測にも対応できるものと考えております。

なお、こうした専門的な知識、経験としては、極微量物質の計量に関する一定期間の実務経験と

いうものを求めることとしておりますが、このような実務経験を積めるかどうかについては事業者によつて対応できるかどうかとできないところがあります。そういう意味で、実務経験を補う研修が期待されている側面もございまして。

こういった点も踏まえまして、今回の法改正に合わせまして、計量士に必要な知識、経験の習得に關しまして、この四月一日から発足させていたいただきました独立行政法人産業技術総合研究所において、専門的知識、経験を教授する研修制度を実施する予定としておりまして、国としても積極的に支援してまいります。

もう一点、現在の計量士認定の基準について、今回の改正に合わせた見直しは必要ではないかという御質問がございました。

今回の法改正に深く関係する濃度関係の計量士につきましては、今申し述べましたように、濃度一般の計量計測に必要な計量管理を既に身につけておりますので、これに加えて、今申しました個別の極微量物質に際した専門的知識、経験を確保できれば対応できると考えております。したがって、今回の制度改正に当たりましては、極微量物質の計量証明に係る計量士につきましては、対象物質に係る知識、経験を追加的に求めることが適当であると考慮しております。これによつて新たな資格区分を設けるなどといった複雑さが避けられます。

御案内のように、規制緩和推進計画におきましても、こういった一般的に資格者の業務範囲等の細分化を避けて、業務範囲の統合、拡大を図れるという方向で今規制緩和推進を進めておる考え方も沿うことと存じます。そういう意味で、今申しましたような対応でまいりたいと考えております。

以上でございます。
○本田良一君 どうも詳細にありがとうございます。特に、しかし今ユーザーとか、機器製造元とかそういうところに、県庁とか地方自治体にもいる

ということでありましたが、私どもが端的に知っているのは地方自治体の職員として計量士の免許を持つているということぐらいでありまして、それだけでも一般の市民は知らない方が多いわけがありますので、よければそういう点が今後、広報活動などでそういうある程度の分野に計量士が存在しているという広報活動などをお願いしたいと思います。

本日は身分的なこともお聞きしたかったんですが、財政上、計量士だけの免許を持つておいて、国家試験を受けて計量士になって計量士だけで生計が立てられる、そういう状態であれば非常に消費者のためになるのではないかと、ここまで私は考えているんですけども、今説明を聞いた範囲で今回は行きたいと思っております。

次に、それではこの法案の中身であります計量証明事業についてお尋ねをいたします。
今回、極微量物質の計量証明に当たっては、新たに工程管理の適切さを検査項目に加えました。そのため、計量証明事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構または指定民間機関の認定を受けなければならないことになりました。指定民間機関の認定だけでなく、独立行政法人製品評価技術基盤機構もかまされる理由は何でありますか。これは大臣でございます。

もう一つ、当面は独立行政法人が主体となって進めるのはやむを得ないと思われまふ。そこで、民間機関が育つ見込みはあるでしょうか。育てば、独立行政法人は解散をされるのでありまふようにあくまで時限的措置でありまふようか。お尋ねをいたします。
○国務大臣(平沼赳夫君) お答えをさせていただきます。

極微量物質に係る計量証明システム全体の工程管理が適切に行われていることについて認定するためには、認定する側も技術面や品質システム管理面より高度な能力を持つ専門的機関であること、統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる体制であることが必要であると思っております。

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、従来から工業標準化法、計量法などに基づく同種の認定業務を実施してございまして、かつそのための体制も有してございまして、かつそのための体制においても同機構を活用する、このようにしたところでございまして。

さらに、今般の制度改正においては、指定民間機関制度を導入してございまして、技術面や品質システム管理面より高度な能力を有し、かつ統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる体制を有している民間機関であれば、積極的に指定することといたしてございまして。

なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、これまでも国の機関といたしまして、工業標準化法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー分野や化学分野などにおける各種データベースの構築、整備などの業務を実施してございまして。今回の認定事業については、機構の既存業務の一部を活用するものであるため、民間機関が育つことによつて機構が解散することはない、このように考えておるところでございます。

○本田良一君 独立行政法人を全体的に、この産業界の独立行政法人だけということではなくて、私は以前から大臣にも新産業創出のところで独立行政法人をなくして民に移行し、案外今の小泉首相のおっしゃることと似ておりましたけれども、それを以前から主張してございまして、こういう点をやれば民で行うことによつて新しい産業を起すこと。そして、既に民間指定機関になっている、民でやれないことはないという証明として、例えば今回のダイオキシンの測定に当たつても、現在、社団法人の日本化学試験所認定機構があり、社団法人の日本適合性認定協会があります。そして、存在を現実に民でやっておりますので、これもやれないことはない、そういうことで私は申し上げております。

次に、独立行政法人はどの程度の料金で認定を請け負うのでありまふようか。料金は高過ぎない

か、どのくらいの需要を想定しているか、年間収支はいかがでございますか。

次に、製品評価技術基盤機構は、従来から経済産業省内で製品評価技術センターとして業務を行っております。この法案に先立って、この四月一日に独立行政法人としてスタートされたと聞いております。この法案の成立を見越した措置でありましたでしょうか。そもそもこの機構がどのような業務をして、組織はどうか、また年間の収支はどのようになっているのか、全体像を教えてください。これは副大臣でございますか。

もう一つ質問を。計量証明事業者認定制度がこの機構の新たな仕事として加わったわけでありますが、経済産業省内にあるときと比べ、担当人員の増加はあったのでしょうか。このパンフレットの独立行政法人製品評価技術基盤機構、この中にちゃんと計量証明事業者認定制度、仮称とこの中でまだなっておりますが、そのところまでひとつ御説明をお願いします。

○副大臣(松田岩夫君) 順次お答えさせていただきます。

最初に、独立行政法人はどの程度の料金で認定を請け負うのかという御質問でございます。

認定に要します手数料につきましては、本法案が成立いたしました後に認定のために必要となる実費に対応した額を政令で設定することとなりますが、審査手続の合理化、効率化に当然努めさせていただきます中で、できるだけ低廉化が図られるよう、具体的に検討してまいりたいと思っております。ちなみに、このような工程全体の審査を行うものの例では、およそ百万円内外を現在要しているようにございます。こういったことも踏まえまして、できるだけ低廉になるように政令で定めていく考えでございます。

次に、これから決めることですが、料金は高過ぎないか、どのくらいの年間収支かという御質問がございました。

認定の手数料につきましては、今申しましたように、認定を確実にするための実費を勘案して設

定することとなるものでありますが、できるだけ合理化あるいは効率化に努めまして低廉化を図ってまいりたいと考えております。

現在、ダイオキシン類の計量計測を確実に実行している事業者の状況を踏まえ、今回新たに導入しようとしております認定制度における申請者数は、当面は全体でおよそ百から百五十程度と想定いたしております。

年間収支についてでございますが、収入の額は今後定めるまでに手数料の額と年間の申請件数によって決まってくるわけでございます。その具体的な額を見込むことには困難がありますけれども、いずれにせよ実費を勘案いたしました手数料を設定して、収支相償の考え方に立って運営していく考えであります。

次に、製品評価技術基盤機構、従来から省内に製品評価技術センターとして業務をしておたわけでございますが、この四月一日に御案内のとおり独立行政法人としてスタートしてございます。この法案の成立を見越した措置であるかという御趣旨の御質問でございます。

御承知のとおり、独立行政法人は、各府庁などの国の機関とは独立した法人格を有するもので、政策の立案機能と実施機能とを分離する考え方のもとで、実施部門における効率性の向上を図ることを目的として創設されたものであります。独立行政法人製品評価技術基盤機構は、その前進であります製品評価技術センターの時代から、工業標準化法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー分野や化学分野などにおきます各種データベースの構築、整備などの業務を実施してきたものであります。

製品評価技術基盤機構は、こういった実績をもとに独立行政法人として本年四月に、経済産業省といたしましては全体で五つ独立行政法人化が図られたわけでありまして、その一つとして本年四月に設立されたものでありまして、今般の計量法の改正を見越して独立行政法人化したという性格のものとは理解しております。

それから、そもそもこの機構がどのような業務をして、組織はどうか、また年間の収支はどのようなか、全体像を伺いたいという御質問でございます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、その設置法において、工業製品その他の物資に関する技術上の評価、工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供などを行うこととされております。具体的には、工業標準化法や計量法などに基づく業務、バイオテクノロジー分野や化学分野などにおける各種データベースの構築、整備などの業務を実施しております。

この機構は常勤四百七十七名の職員を現在有しております。各地方の経済産業局の配置に際しましては全国九カ所に支所を有しております。また、平成十三年度における運営費交付金として約七十五億円を受けておまして、約八十億円強の事業を実施することとしております。

最後に、この機構の新たな仕事として計量証明事業者認定制度が加わったわけですが、経済産業省内にあるときと比べて担当人員の増加はあったのかという御質問でございます。

今申しました独立行政法人製品評価技術基盤機構の本年四月の設立時の常勤職員数は四百七十七名でございます。これは経済産業省の内部機関でありました製品評価技術センターの時代と全く同じでございます。人員の増加はありません。また、今般の計量法の改正に伴います新たな業務についても、従来の人員の枠内で努力をいたしまして対処することとしております。

以上でございます。

○本田良一君 とにかく百万というその料金ですね、私も大体それくらいという予想を聞いておりました。これはやっぱり高いという感じを利用者に持たれる、こう思いますので、この辺をなるべく、今後低廉にと言っておられますから、ひとつその辺をお願いしたいと思います。

次に、時間がありませんので半分ぐらいへし折

るようなことになりまして、少し重要なところだけ行きますので、申しわけありません。

特定計量証明事業者の認定制度については、手数料の引き下げや手続の簡素化、認定機関をできるだけ全国に配置するなど、認定を受けようとする事業者の負担軽減に努めていただきたい。

それから、消費者がデパート、スーパーなどで商品を購入する場合の量目の正確性はどのような形で維持管理されているのでしょうか。立入検査などは随時行っているのでしょうか。

前回の平成四年の計量法改正では、「型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定に当たっては、計量器の適正な機能の維持、消費者の利益保護に十分配慮すること。」あるいは「計量法の適正な運用を図るため、立入検査、各種改善命令・適合命令及び報告徴収等適性化措置の積極的な活用を努めること。」という附帯決議が参議院でなされておりますが、これの実施状況はどのようになっているのでしょうか。

それから、あと二つほどちよつと同時にお願いたします。

また、経済を中心とした国際化、グローバル化の流れも見落とすことはできません。国際的な計量単位の統一は現状どの程度進展しているのでしょうか。また、そのための国際機関設立や国際会議の開催などは考えておられますか。

次に、今回は極微量物質の環境測定分析のための法改正を目指すものであります。その重要性にかんがみ、国家標準物質の開発、供給、測定方法の国際標準化に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。大臣、いかがでございますか。

以上、さんざん飛ばしまして済みません。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つかの御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、計量の正確さを維持するための検査体制というところでございました。

計量法におきましては、国民生活や産業界における適切な計量を確保するために、はかりであるとか水道メーター、電力メーター、タクシーメー

ターといった計量器に関する検定や定期検査を行っております。これらを適切に実行することによりまして、計量に対する国民からの信頼におこたえをしております。

まず、計量器の検査体制にしましては、検定と定期検査というものに分かれておりますけれども、水道メーターであるとか電力メーター、タクシーメーターといった計量器の検定は、都道府県、日本電気計器検定所並びに指定検定機関において年間千六百八十万個実施されております。また、はかり等の計量器の定期検査は、都道府県や一部の市町村及び指定定期検査機関において年間約百万個実施されているところでございます。これらの機関とは合理的で適切な検定や検査が行われますように今後とも引き続き密接に連絡をとってまいりたい、このように考えております。

それから、附帯決議が参議院で付されているけれども、これらの実施状況はどのようなものか、こういった御趣旨の御質問だつたと思ひます。

これにしましては、計量法におきましては、消費者保護の観点、これは委員も強く御指摘でございますが、消費者がスーパーマーケットなどで購入する商品のうち、かつてはいわゆるはかり売りをしてきた商品、例えば精米であるとか精肉、灯油、こういった生活必需品などの二十九品目につきましては、一定の公差内で販売することを義務づける商品量目制度を導入いたしました。義務づける商品量目制度というものを導入いたしました。このような商品量目制度が適切に実施をされているかどうかを確認するため、地方公共団体においてはスーパー等に対して年間約一万二千件に上る立入検査を既に実施いたしております。消費者が購入する商品の適正計量に向けて着実に処置を行っているところであります。

また、型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定につきましては、平成四年の法改正に伴う計量法施行令の立案の際に合理的な有効期間の策定のための検討を十分行ったとともに、その後、平成九年度より五年計画で規制緩和推進

計画に基づく見直しを行うなど、社会情勢に対応する適切な周期となるように努めているところであります。

また、計量器を使用している者や計量器の製造業者に対しても、地方公共団体において年間約五万九千件に上る立入検査を行っているところであります。適正な計量の実施の確保に努めているところであります。

あと、国際的な計量単位の統一は現状どの程度推進をされているのか、また国際機関の設立や国際会議の開催等々、こんなような御質問だつたと思ひますけれども、まず国際的な計量単位の統一につきましては、科学技術や経済活動における単位の確立と国際的な普及を目的とするメートル条約が一八七五年に締結されております。我が国は一八八六年に加盟をいたしております。このメートル条約に関する国際機関として国際度量衡局がパリに設立をされております。現在、メートル条約は約四十九カ国が加盟をしており、計量単位の国際的な統一を図っているところであります。アメリカあるいはミャンマー、リベリアというような一部の国を除きまして、世界的にもほぼメートル法で計量単位は統一されているというところであります。計量に関する国際的な調和が進められているというところであります。

我が国にいたしましては、国際的な計量標準の統一に向けて引き続き積極的な対応を図り、計量分野における国際的な調和の推進に努めてまいりたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 国家標準物質につきましては、化学物質の計測、分析における技術的信頼性を確保するための基盤の一つでございます。当省といたしましては、その重要性にかんがみまして従来から開発、供給に鋭意努めてきたところでございます。

また、先般、閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画、科学技術基本計画に示された方針に基づきまして、二〇一〇年をめどに世界最高の水準、米国並みの約二百五十種類の

整備を目指しまして、環境保全対策に必要なもの等に重点化しつつ、さらに強力に推進していく所存でございます。

一方、環境測定分析、ダイオキシン等でございますけれども、その信頼性確保につきましては、その測定というのが国際的にも認められた方法で行われることが重要でございます。当該測定方法の国際標準化活動にも、委員御指摘のとおり、積極的に取り組んでまいりたく全力で努力をしております。このように思っております。

○本田良一君 今申し上げました、そしてお答えをいただきました件は、足立理事からぜひされたいは言っておくとおっしゃるわけでございまして、よろしく。

それから、非常に幾つもあるところがあるんですけども、あと五分です。

皆さんも御存じと思いますが、パブリックスケール、これが最も消費者と密接に関係するところであります。このパブリックスケールの設置状況は全国いかがですか。パブリックスケールは消費者保護の観点から設置を義務づけてはいかかでございますか。今回の法改正に加えることはできないでしょうか。事業者へ正しい量目による商品販売を啓蒙する機会も必要ではないでしょうか。それからもう一つ、これが恐らく最後になると思ひますが、計量の日というのがありますが、正しい計量についての国民的啓蒙はどのようにされているでしょうか。また、表彰についてはどのような人々を対象としておられますか。

以上です。

○副大臣(古屋圭司君) パブリックスケール関係の御質問と計量の日に関する御質問ということでお答えをさせていただきます。まず御質問のパブリックスケールについてでございますけれども、パブリックスケールとは計量制度上の用語ではありません。しかし、計量行政における消費者サービスの一環として一部の地方公共団体において行われていると、このように伺っております。これは制度的なものではありません。

また、先般、閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画、科学技術基本計画に示された方針に基づきまして、二〇一〇年をめどに世界最高の水準、米国並みの約二百五十種類の

んけれども、地方公共団体のサービス事業ということでありまして、その全体像ははつきりとは私どもは把握はいたしておりませんけれども、例えば千葉県などは、スーパーやデパートといった販売店の中で消費者が自由に使えるはかりを設置していると、このように伺っております。

また、パブリックスケールの設置を義務づけてはどうか、こういった御質問でございますけれども、パブリックスケールは消費者保護の観点から有益なアイデアの一つというふうに考えております。不特定多数が自由に使用できるために故障が多いということもありません。また、不正確な計量数値を示す場合もあるなど問題点があるということも事実でございます。設置を義務づけるということについては、このように考えているわけでありまして。

しかし、計量制度におきましては、消費者保護は、委員御指摘のように極めて重要な要素であることには疑いがないと思ひます。今後とも適正な計量制度の実施に向けて、正しい量目による商品販売については、事業者に対し正確な計量販売を義務づける商品量目制度の適切な運営に努め、また適正計量思想については広く普及啓蒙活動を図るなど、地方公共団体とも密接に連携をとりながら、着実な執行に努めてまいりたいと思ひます。

最後の御質問でございますが、計量の日に関する御質問でございます。正しい計量思想について、国民に対し普及啓蒙を図るといふことは適切な計量制度を維持するためにも極めて重要なことである、このように思っております。当省といたしましては、このような普及啓蒙活動の一環として、平成四年に改正されました新計量法の施行日である十一月一日を計量記念日と定めまして、地方公共団体や計量関係団体とともに、この計量記念日を中心として適正計量思想の普及啓蒙を図るためのいろいろなイベントを全国各地で実施をしております。

また、先般、閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画、科学技術基本計画に示された方針に基づきまして、二〇一〇年をめどに世界最高の水準、米国並みの約二百五十種類の

す。

この計量記念日においては、計量思想の発展に特に貢献のあつた事業者であるとか従業員の方々あるいは学識経験者や公務員の方々については計量関係労務者として、計量器の適切な使用に關して顕著な成果をおさめた事業者については優良適正計量管理事業所として、大臣表彰を行つております。これまで計量関係労務者として七百六十七人を、優良適正計量管理事業所として三百七十九事業所を表彰しているところでございます。

これ以外にも、スーパー等におきまして正しい計量がされているかどうかということ消費者にモニターしてもらう計量モニターの全国的な実施など、正しい計量思想の普及啓蒙活動を積極的に推進しているところをございまして、今後とも引き続き適正計量思想の啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

○本田良一君 先ほどのパブリックスケール、これはデパートなどにおいて自分が買ったものは正しい量目かというのを自分でチェックするというあれでございまして、ぜひこの普及を法的にも実はお願したいと思います。

それで、あと一分でございませうけれども、一つだけ。計量によつて法的な刑事事件があつたかどうか、これをひとつお答えをいたさうかと、最後に私は、大臣と松田副大臣が答弁をされました質問をしたくだりですが、このメートルというものはフランス革命の後、直ちに国際的な計量の標準になりました。私がさつき、なぜ新しい産業のためにと言つたのは、日本でも、例えば昔の一升とか何々尺とかそういうのがこの国際標準になつておれば、それがやはり新しい産業を国際的に日本から発信するということになるから、私は、そういう計量のいわゆる単位というのが世界に日本発信で決定をされて、それについて伴つて、例えばダイオキシンの新しい純度の高い一〇〇%のダイオキシンのいわゆる検査所では持つておかなければならない。

とところが、私はこの間、筑波の視察に行かせていただきました。みんな一生懸命やつておられまして尊敬をいたしました。そのダイオキシンは、その一〇〇%をつくる機械はどののですかと聞いたら、これはイギリスのですと、一億円ぐらいの機械でございました。

そういうふうで、そういう量目とかそういう単位、量目の単位が決まればまた純度の標準物質をつくる、そのときには機械が発生するんです。それによつて新しい産業が起る。それを私はいつも頭に置いて、いわゆる政府の皆さんや大臣は、そういうところを常に、産業をいかに起こすか、そういうことで、そういうことをいつも心がけていただきたい、それをお願いして、お答えをいただいて終わります。

○副大臣(古屋圭司君) 最近、計量法違反で摘発されたケースはあるかといった御質問だつたと思ひます。

我が国における最近の具体的な計量法違反の事例といたしましては、平成九年四月に静岡県内のガソリンスタンドで、ガソリンメーターを不正に改造いたしました、表示量より少ない量でガソリンを販売して、こういうことが静岡県計量検査所の立入検査によつて発覚をいたしております。

本件に關しましては、同年五月に同店の計量法違反行為について検定所から警察に告発状を提出いたしました。同店の社長が計量法違反容疑で逮捕されております。起訴の後、同年九月には罰金五十万円の命令が出されております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 大変委員からすばらしい御指摘をいただいたと思つております。そういう意味で、やっぱり経済産業省といたしましては、新たなそういう産業創出、また新規産業を生んで、またそこに雇用を吸収する、こういうことが非常に大きな命題だと思つております。

したがしまして、私どもとしては、御指摘のように常にそのような意識を持つて、そしてこれらの新しい分野に果敢に挑戦をいたしてまいりたい、このように思つております。

○本田良一君 ありがとうございます。

○海野義孝君 公明党の海野でございます。限られた時間でございまして、御答弁につきましても簡潔にひとつお願い申し上げたいと思ひます。

最初に、今回の計量法の改正法案におきましてはいわゆる認定制度を計量証明事業者に課すということにございませうけれども、地方自治体、都道府県の行う計量証明事業者の登録の要件ということにこれが前置されるということになつたわけでございます。

これは、極微量物質に関する高度な評価の能力とかあるいは計量士等の人的な体制、こういった面がまだまだ地方自治体においてはこういう高度の分野については十分に整っていないという事情であるかと、こういうふうには理解するわけでございませうけれども、そういう点で、今後、地方自治体のこうした能力とか体制の整備が進み、そしてこういった認定事務につきまして地方分権の考え方ののつとめて地方自治体が行うようになるというのを期待するとか希望したいわけですから、こういう点についてはどのようなようにお考えでございませうか。

○副大臣(松田岩夫君) お答え申し上げます。

極微量物質に係ります計量証明システム全体の工程管理が適切に行われていることについて認定いたしますためには、認定する側も、技術面や品質システム管理面より高度な能力を持つ専門的機関であること、あるいはまた統一的、客観的及び継続的に責任を持つて認定できる体制であることが必要であるかと存じます。

こういった点を考えますと、極微量物質の計量に関する高度な専門的能力を必要といたします今回の認定制度に關しましては、独立行政法人製品評価技術基盤機構または専門的な民間機関が認定を行うこととしておるわけでございませうが、都道府県においてこのような専門的な認定を行うことが可能な体制が構築されていくことになりませうが、認定業務を都道府県が行うことも将来的には

あり得るのではないかと考えております。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。次に、これは大臣にお聞きしたいと思つて居るけれども、先ほどの委員からの質問の中でのいろいろと御答弁がありました。計量につきましても正確さを欠き、要するに誤差の大きい計量になされる。そうした場合に、これが公表された場合に社会に与える影響というのは当然大きいわけでございます。

極微量物質というように高度な技術に基づくそういうものの計量ということは今後ますますニーズが高まつていくわけにございませうけれども、そうなればなるほどますます計量におけるばらつきというふうなものが出てくると。であるから、認定制度を設けて計量のシステムについて十分にチェック、管理するんだということでありませうけれども、それはいいまでも、やはり先ほど申し上げたような危惧はあるわけでございまして、その社会的な影響ということとは否めないと、こう思つて居ります。

ですから、計量結果というのは正確であるということが何を求められるわけにございまして、信頼性の確保ということが特に重要である、こう思つて居ります。

今回の改正案におきましては、この中にもありましたけれども、百十三条関係のところ、不正の行為をした場合に、計量証明事業者の登録の取り消し等の要件として追加すると、こういう厳しい条文が盛り込まれたわけでございませうけれども、一方では、不正を未然に防ぐと、こういふために、事業者やそれに従事している計量士、こういった方たちの職業倫理といったものを醸成するということがやはり重要であるかと、こう思つて居ります。

さらに、不正な行為には迅速な対応と処分が行われるということが当然必要なわけでございまして、こういった点、今回のこの計量法の改正、大変重要な法の改正でございませうけれども、今後大変重要な問題をはらむ計量の問題でございませう。

て、そういった点について、まず大臣はこの法案の改正に当たってどういったお考え、御決意をお持ちであるか、その点お聞きします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 社会的技術基盤である計量制度にとりまして、信頼性の高い正確な計量の実施を確保することは不可欠な要素である、このように考えております。これを確実なものとするためには、まず何よりも計量に携わる事業者やその事業に従事する者がみずから率先をして、御指摘のように強い職業倫理観を持ち日々の計量事業に向かうことが私は基本だと思っております。また、当然に求められるものであると、このようにも考えております。

このような観点から、各都道府県におきまして、立入検査の機会を初め、指導監督等を通じて、職業倫理観の醸成と計量証明事業者における適正な計量の実施を確保するように努めているところでございます。

また、今回の計量法改正におきましては、こうした信頼性が損なわれることのないよう、虚偽の証明書を発行するなどといった不正な行為に対しましては、都道府県知事が計量証明事業者の登録の取り消しあるいは事業の一時停止を直ちに命ずることができるとする措置を新たに設けているところでございます。

今回の法改正を踏まえまして、各都道府県におきまして、法の趣旨を踏まえ、迅速な対応と処分が行われることとなる、このように考えておられます。委員御指摘のとおりでございますので、この辺はしっかりと厳重にやらせていただきたい、このように思っております。

○海野義孝君 どうも大変ありがとうございます。

法が速やかな効力を発揮するようにひとつよろしくお願い申し上げたいと思えます。

次に、ダイオキシンの問題につきまして、二、三お聞きしたいと思います。

とか水、土壌中のダイオキシン類が規制対象となつていくわけでございますけれども、現実には国民が日ごろ心配しているのはこれにとどまらず、例えば野菜であるとか魚といった食品類、さらには母乳とか血液などの体内中のダイオキシンの汚染、このようなものも広い範囲内であるわけでございます。まして、こういう国民の心配事に対しまして正確な数値で示していくことが求められると思うわけでございます。

これは今回の計量法の改正によってより進むことになるのか、あるいはこの法とは別のものなのか、私も十分勉強していませんので、すからちよつとその点をまずお聞きしたいと思つたわけでございますけれども、どうでございますでしょうか。

○政府参考人(日下一正君) お答え申し上げます。現行計量制度におきましては、濃度に関する計量証明事業の登録の対象は、政令におきまして大気、水または土壌中の物質の濃度となっております。御指摘の食品類や母乳、体内中の濃度の計量証明は計量証明事業の登録対象となっております。

したがって、食品や母乳、体内中のダイオキシン類の濃度につきましては、他の法制度の適用によるものは別として、今回の改正によって直ちに新たな計量制度の適用対象になるものではないと承知しております。

○海野義孝君 そういたしますと、厚生労働省、例えば食品衛生法など、そういった法律がございますけれども、そこでさらにこの問題についてちよつとお聞きしたいと思います。

食品とか母乳のダイオキシン類の計量、これが今の御答弁では、今回の計量制度では対象外というところでございますので、そうしますと、こういう国民の身体に影響するようなものにつきましては当然ながら正確な計量ということが不可欠である、そういった性格のものだろうと思ふんです。どういった法体系にて対応するのかといった視点もあるわけでございますけれども、いずれにしま

しても、正確に計量する、はかる仕組み、こういったものが求められなくてはならない、こういうふうな思いでございますが、これにつきましの御担当省の考え方はいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(鶴田康則君) お答えしたいと思います。

御指摘の血液、母乳、食品のダイオキシン類の測定につきましては、法律的な規制、基準は現在定められていないものの、厚生労働省におきましては、耐容一日摂取量、現在一日体重当たり四ピコグラムとなつてはいるわけなんです。こういった耐容一日摂取量の検討及び正確な健康影響の評価を行う観点から厳密な測定が必要と認識しております。既に血液、母乳、食品ごとにダイオキシン類測定方法の暫定マニュアル等を作成し、公表しております。

これらの精度をより高めるために、血液及び母乳中の測定につきましては精度管理された測定方法の確立のため調査研究を継続しており、また食品中の測定につきましては、一日摂取量調査の信頼性の確保、それから風評被害防止の観点から、自治体の食品衛生検査施設等におきまして測定を実施するに当たりまして外部精度管理、また分析技術講習会等を実施しているところでございます。

厚生労働省といたしましては、引き続き人の健康にかかわる測定技術の向上と信頼性確保を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。次に、もう一点ダイオキシン問題でございます。計量法改正のポイントになつてはいる物質でございますけれども、こういうような極微量物質を計量するに当たりましては、実際にはその事業者において計量管理の任に当たる計量士が技術的にも高度な知識、経験を持つということが当然のことながら必要であろう。さらにその果たす役割というものは大変重要になつてくる、こう思うわけござ

ざいます。計量証明事業者、特にこういった極微量物質の特定計量証明事業者におきましては、計量士を初めとして常にその携わる人に対して、必要となる資質であるとか技術的レベルの維持向上を図る、そういったことが絶えず求められるし、必要である、こう思うわけでございますけれども、この点にしましては国としましてはどのように取り組んでいかれるか、お考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(日下一正君) まさに先生御指摘のとおりでございます。

このような物質に対応するためには高い知識、経験が必要でございますし、そのため、計量証明事業者がこのような事業を行うに当たりましては、こうした知識、経験を持つ者を配置することが必要でありまして、またその人員に対して、必要となる資質や技術レベルの維持向上を図つていく必要があると考えております。

なお、計量証明事業者の団体でございます社団法人日本環境測定分析協会におきましても、事業者による自発的な資質や技術レベルの維持向上策を支援する取り組みとして、計量証明事業者に対するさまざまな研修、例えば年四回三日間のコースでダイオキシンのサンプリング研修が現に行われておりますが、このようなさまざまな研修などに取り組んできていると承知しております。

○海野義孝君 もう一点ちよつとお聞きしようと思つたわけけれども、今の御答弁につきまして大分踏み込んだお答えがありましたから、その点は理解いたしました。

時間ももうちよつとありますので、もう一点だけ、これは最後に大臣に、即席で申しわけありませんけれども、お聞きしたいと思います。こういった計量法の今回の改正というのは極めて重要なまさに同時進行型の問題でございます。大変国民の生命に影響するようないろいろな近の原子力問題等々におきましても、

すけれども、これまで知らなかつたそういう問題がクロースアップしてくるということで、法の改正もそうでありますけれども、そういう計量等についての正確な測定ということが喫緊の課題になっているわけでございます。その点では私は、我が国のそういう認定機関的人的にもあるいは質的にもそういう能力の面でどうかという点、これが一点。

そうした今後の行政に取り組んでいかれる所管大臣として、大変これは今後いろいろな問題がどんどん私はマスコミを通じていろいろな問題がどってくるんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。そういう面でも現下のいろいろなそういう極微量物質のたまたま生命等への影響というのは大変心配である、こう考えるわけでございます。そういう点について、最後に大臣としてのこの法案を執行するに当たつての御決意等をひとつお願いしたいと思います。

○國務大臣(平沼起夫君) 委員御指摘のように、科学技術というものがどんどん進歩してきまして、従来考えられなかつたようなそういう物質、それが大変微細化しまして、それが人体に対して今まで想像できなかったようなそういう悪影響を与える、こういう状況というのは、やはり英知を集めて、そしてこれを解決していかなければならない、このことが、我々、二十一世紀の大きな課題だと思つています。

そういう意味で、やはり人間の社会生活にとつて一つの基礎となりますこの計量法、それも時代に即応して、そういう今までなかつたような極微量物質等も含めてしっかりとそれを計測し計量し、それが人類にどういふ影響を与えるか、そういうことをしっかりと把握しながら、やはり人間の生活の向上のために資していかなければならない、そういう意味で今回の計量法の改正というのはその私は第一歩だと思つておりました。さらに日進月歩の科学技術の発展、そして人間社会の変化、それ的確に対応するために、今後とも気を緩めることなく一生懸命に取り組んでまいりたい

い、このように思つております。

○海野義孝君 終わります。

○山下芳生君 まず、今回の法改正の直接的な目的はダイオキシンなど極微量物質を正確に測定するためであるとして理解しておりますが、もう少し大きな目的というふうにとらえますと、そういう法改正によつてダイオキシンなど有害物質から国民の生命や健康を守り、そのことに資するための法改正である、私はこう理解しておりますが、まずその点での大臣の所見を伺いたいと思つております。

○國務大臣(平沼起夫君) 先ほどの私の答弁でもちよつと触れさせていただきましたけれども、やはり法改正の一つの基本は今御指摘のところに私はあると思つております。経済活動及び国民生活全般にわたつて常に正確な計量が行われることは、我々人間の社会生活を営むに当たつては必要不可欠なことでございます。計量制度というのはそのための技術的な社会共通の基盤、このように認識しております。

最近の我が国の社会状況を顧みますと、今御指摘のダイオキシン類などに関する新たな環境問題の高まり等により、一兆分の一グラムレベルにおいて極微量物質の濃度を正確に計量する必要性というのが非常に増大してきております。また、その計量の結果を証明する方法についても、証明される内容に対する外部からの信頼感、これを揺るぎないものとするような制度の整備が急がれておるところでございます。

今回の法改正というのは御指摘の点、そのことも含まれ、このような状況の中で、計量制度に対する国民の常なる信頼を確保するため、ダイオキシン類のような極微量物質の計量証明を行う事業者に対する新たな認定制度や計量単位の追加、また計量証明書に対する信頼性の向上のための措置といった所要の改正を行っているものでございまして、御指摘のそういう非常に今まで想像できなかったような微量な物質が人体に大きな影響を与える、そういうものをやはりしっかりと把握しな

がら未然にそういう被害を防いでいく、こういうことが大きな目的の一つでございます。

○山下芳生君 そこで、国民の生命、健康ということについて直接具体的な問題が生じておりますので、少し取り上げさせていただきます。

阪神高速道路公団が大田市此花区における正蓮寺川の左岸埋立工事を始めようとしたしまして、環境基準を超える濃度のPCBに汚染されたヘド口が大量に発見されました。お手元に資料をお配りしておりますが、上の図をごらんになっていただければ大方のイメージがわくかと思つております。正蓮寺川の恩貴島橋下流付近から北港大橋上流付近まで、長さこれ約七百五十メートルあるんですけれども、幅五十メートル、そして川底から一ないし三メートルの深さに横たわつてPCBが発見されました。これは、調査を大阪府がしてこういうことだということがわかつたわけですね。全体の量は七万から八万立方メートルにも達しております。大変大きな量になっております。

まず環境省に伺いますが、このPCB汚染の実態について報告をいただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) 正蓮寺川での底質の汚染につきましては、平成十一年の五月から十月にかけて、大阪府が道路整備事業が計画されております大坂市内の正蓮寺川での河床の調査、十二カ所でございますが、実施いたしました。この結果、底質の暫定除去基準というのを定めておりますが、それを超える濃度、最高で三七〇ppmでございますけれども、のPCBが検出されたところでございます。

大阪府では、汚染範囲の特定を行うためさらに調査範囲を拡大いたしまして、引き続き平成十一年の十一月から十二年の七月にかけてでございますが、詳細な調査を実施いたしました。その結果、底泥層中に広がる暫定除去基準を超えるPCBの範囲を特定したところでございます。

また、この詳細調査の際に、あわせて高濃度で検出されました近傍の地下水についても調査を実施しております。

それから、調査範囲の上下流部において、これは十二年の四月からでございますが、月一回の水質調査を実施いたしました。いずれもPCBは検出されなかつたというような状況でございます。

○山下芳生君 ダイオキシン類の汚染状況について報告いただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) 失礼いたしました。平成十一年の五月から十月にかけて大阪府が河床の調査をしました。その際、ダイオキシン類につきましても、最高の地点でございますけれども、一グラム当たりTEQベースの二十一ナノグラムということで、高濃度のダイオキシン類が検出されたところでございます。

○山下芳生君 そういう汚染状況がわかつたわけですが、その汚染ヘド口をどのように処理しながら、実はここ、高速道路を通そうという計画なんですけれども、工事を進めようとしておられるのか、その工法について具体的なイメージ図を資料の下の方に示しておりますけれども、これはもともと川なんですけれども、全部水を抜きまして、それで最終的には高速道路を掘り割り式で、これは大気汚染の影響も少ないようにということで通すことになっております。ところが、その高速道路のボックスに位置する部分に、先ほど報告のあつたPCBやダイオキシンに汚染されたヘド口が横たわつておるといふことになるわけですね。

どのように処理するかといふと、この掘り割り部分の汚染ヘド口、これ量にすると三万七千立方メートルあるわけですが、これ一たん取り出しまして、右岸の陸上でヘド口を脱水する装置にかけて土の塊にする、つまり脱水固化するわけですね。そして、固化されたものを再び今度は左岸の、ここは後で上部が全部埋め立てられて公園になる予定になっておるんですが、この左岸の土の中に、川の中に埋戻して封じ込めという工法になっております。

そこで伺いますけれども、こういう工法、処理方法はどの法律のどの基準に基づいてやられてい

るんでしようか。

○政府参考人(石原一郎君) 本件の工事というこ
とではございませんが、底質の処理及び処分に関
する暫定指針ということで環境省の方で示してお
ります。これは、PCBなり水銀の有害物質を含
む底質についての一般的な指針というものでござ
います。

この中で、処理方法といたしましては、締め切
った上、底質ですから川の底にあるわけですが、
締め切った上、覆土によって封じ込める、とい
うことは乾燥させて封じ込める、あるいは締め切ら
ずに覆土することのみによって封じ込める方法、
あるいはしゅんせつまたは掘削した上別途の処分
地に輸送して保管、処分する方法等があるとい
うこととしておるところでございます。なお、工事
の実施に当たりましては、安全性等について配慮
するような留意事項もあわせて記載しておるとこ
ろでございます。

底質処理の方法そのものがこれに限られるとい
うわけではございませんけれども、この指針にお
きまして示したような方法で行われる封じ込めあ
るいはしゅんせつ等の処分の方法は安全であらう
というふうに考えております。

○山下芳生君 本件の処理ではないかと、こうお
っしゃいましたけれども、これは本件のことを聞
いているんですが、それはいかがですか。

○政府参考人(石原一郎君) 指針そのものがあく
まで一般的な指針ということで定められておると
いうことでそのように申し上げたところでござい
ます。本件の処理につきましては、大阪府の方
におきまして正蓮寺川総合整備事業に係る環境対
策検討委員会ということで検討されているという
ふうに承知しております。

○山下芳生君 本件の指針に基づいて、恐らく大
阪府さんもこういう工法を、処理方法をとったの
であろうというふうに思われますが、今報告があ
ったとおりこの指針の中の対象物として挙げられ
ているのは水銀あるいはPCBであります。ダイ
オキシンの底質処理もこの方法でやっついでい

しょうか。

○政府参考人(石原一郎君) ダイオキシン類につ
きましては、底質の環境基準というものが定めら
れておりません。平成十一年に中央環境審議会の
水質部会でダイオキシン類についての底質の基準
について論議をいただいたところでございます。

ダイオキシン類につきましては、法施行が十二
年の一月でございます。既存の測定データ等が少
ないということが基本的にあるわけでございませ
んが、既存の測定データ等の科学的知見からは、一
つはダイオキシン類について底質と水生生物との
関係、ダイオキシン類の人間への影響ということ
を考えますと、一つは水生生物の摂取ということ
があり得るわけですが、そういうこととの関係に
おける底質と水生生物との定量的な関係を導く
のが既存の測定データからはなかなか難しい、また
水質の利用ということから考えますと底質と水質
との濃度の関係になるわけですが、その関係につ
いても既存の測定データ等からはなかなか明確な
関係を見出すことができなかったということござ
います。

それと、底質のダイオキシン類の水中への湧出
あるいは底質を設置する底生生物を通じた魚介類
への移行という機構も明らかでないということ
で、平成十一年のその時点では底質の環境基準の
設定は見送られたところでございます。

いずれにしましても、今後さらに既存の測定
データ等の解析、基準測定データの解析等を行
いますことにより、知見を累積することにより、基
準の設定等についての検討をしていきたいという
ふうに思っております。

ダイオキシン類についての本件の対策工事その
ものにつきましても、そういうことも含めて考慮
した上で検討委員会の方で検討されたというふう
に承知しております。

○山下芳生君 ちょっと答弁が矛盾しているんで
すよね。まだ知見がないと、ダイオキシンを含む
底質の処理方法については、したがって、基準が
ないという御答弁なんです。今これ知見を累積

して基準をつくらうとされている、まだ経過段階
なんです。したがって、にもかかわらず最後の
御答弁は、本件についてもそれに従つてというけ
れども、従う基準がないんでしよう、今、どうで
すか。

○政府参考人(石原一郎君) PCBのような形で
の暫定的な除去基準というものはつくっていない
ということでございます。

ただ、ダイオキシン類そのものの人間への影響
ということを考えますと、先ほど申しました底質
そのものにつきましても直接底質を人間が摂取す
るということはないわけですね。魚を經由する、
あるいは水質との関係になるわけでございませ
ん。除去の工事そのものにつきましても、ダイオキ
シン類そのものが工事の過程において拡散しない
というような形で工事の実施の方法であれば、そ
この部分は安全性は確保されるわけでございま
す。

そういう意味で、そういうことも含めて検討委
員会の方で検討されたというふうに承知しており
ます。

○山下芳生君 基準がまだないのに私はそういう
ことを了とするというのは、国民の安全に対する
責任ある態度とは思えないんです。これ知見がま
だ確定されてないわけですからね。これ検討する
んでしよう、これから。にもかかわらず、これは
もう既にダイオキシンを含む底質汚泥がこういう
従来のPCBの基準でやられようとしているわけ
です。それに対して、地元の周辺の住民の皆さん
が大変な不安をお感じになつていらっしゃるわけ
ですね。これは大阪府さんがそういうふうにして
いるからということと済ませわけにいかない、環境
省としてきちつと責任ある対応をすべきである
というふうに思っております。

今、基準がないということがはつきりしました
けれども、もう一つ角度を変えて聞きたいんです
が、ダイオキシン対策法ができて以降、こういう
ダイオキシン類を含む底質を住宅密集地で脱水固
化し現地に封じ込める、そういう例はあります

か。

○政府参考人(石原一郎君) PCBにつきま
しては現在までのところ七十八水域、この水域の中
には人口密集地等の東京の芝浦あるいは香川県の高
松港における工事等がございませぬ。

お尋ねのダイオキシン類そのものに直接して
ことがあつたかということにつきましては、今こ
の場でお答えできる資料を持ち合わせておりませ
んので、また追つて御説明させていただきたいと
思います。

○山下芳生君 ないんです。ないならいとお
答えてくれませんか。

○政府参考人(石原一郎君) 底質類に関連して
ダイオキシン類について処理、処分なりがなされ
たということはないと。

○山下芳生君 ないんです。経験として。し
かも、住宅密集地の中でやられようとしているわ
けです。これ本場に住民の皆さんの不安は当然な
んですが、三万七千方メートルのPCB汚染
ヘド口を一たん引き出すわけですよ。今は川底
の中に比較的安定的な形で沈殿している、それを
高速道路をつくるために一回しゅんせつして引き
上げてそれで脱水固化する、住宅密集地の中でや
られようとしているわけですよ。

ですから、大気中にPCBあるいはダイオキシ
ンの汚染ヘド口を長時間さらして脱水固化がや
られることによつて、その工程でどれだけのPCB
やダイオキシンが揮発、飛散するのか、これ本場
に経験もありませんし、保証がない、安全の。あ
るいはその脱水する際の余水が出てまいりますけ
れども、それをどう処理するのか、その安全性は
どうなのかということについて住民の皆さんは大
変心配されているわけですが、前例がないことを
知見もないのにゴッサイン出したら、これが前例
になるんです。これは環境省としてよしとでき
ないんじゃないですか。

○政府参考人(石原一郎君) 基準そのものにつ
きましては、先ほど申しましたように、底質の暫
定除去基準としてのダイオキシンのものがないと

申し上げたわけでございます。

ただ、ダイオキシン類そのものがまじったものの処理方法として基準がないということそのものと、工事方法、工事方法で先ほど申しましたように拡散あるいは周りに影響がないような形の工法がとられれば、その部分はいいわけでございますので、必ずしも基準の設定がないことと工事が実施できないというようなことは関係するとは考えておりません。

○山下芳生君 それは何で基準がないかという点が見えないからだと説明されているのに、方法について問題ないと言っているのはこれは無責任ですよ。私はそう感じます。

それで、住民の方々はやはり非常に不安をお感じです。署名運動、署名も広がっております。これまでもまだ住民の皆さんに説明がされていません。大阪府や阪神高速道路公団から、少なくとも住民に説明し、合意のないままこの工事を進めないでいただきたい。しっかりとした調査をし、アセスメントを行ってほしい。これ当然の声ですけれども、周辺住民の八割、約四千名の方が署名に賛同されております。

私は、これは当然そういう声を聞いて住民に対する説明をやるべきだと思いますが、これはどこがお答えになるんでしょうか、国土交通省さんでしょうか。

○政府参考人(峰久幸義君) 御指摘がありました阪神高速公団の関連で高濃度のPCBとかダイオキシンが確認されている調査が大阪府において行われたということは、環境省の方からあったと聞いております。

それで、またどうするかにつきまして、大阪府が正蓮寺川総合整備事業に係わる環境対策検討委員会であることをご説明しながら、後の監視も含めて検討されて、一応の方針的なことが承認されていると聞いております。そういうことで、阪神高速公団におきましてはこの間いろいろな工事等については行っておりませんが、委員会が策定された処理方針に従っているんならPCB等

の処理対策あるいは工事を進めるということで、三月でございますけれども、一応発注の工事契約自体は行っております。

ただ、その処理方針に従って今後どういう形で進めていくかということについて施工計画をいろいろ検討しているところでございますので、これについてはいろいろ試験等も行ってきてやっているとござりますが、今後、施工計画を詰めるということ、それに従いまして沿道の住民の方々にも十分な説明をさせていただきながら工事に着手させていただきたいと思っております。

○山下芳生君 説明のやり方も町会長さんや議員さんに説明するだけじゃなくて、関係住民全体へ公開の説明をする必要がある。すべての方々にこれ直接健康にかかわる問題ですから、それをお約束いただきたいと思いますか。

○政府参考人(峰久幸義君) そこは公害対策協議会とかいろいろなところという話をさせていただきます。ただいろいろお聞きしておりますので、大阪府だとか関連のところもいろいろ協議しながら検討させていただきたいと思っております。

○山下芳生君 しっかりと検討いただきたいと思っております。必ず実施をしなければこれは大変な問題になります。前例がないことですから。

次に、そもそも大阪府や阪神公団がこれを廃棄したわけじゃありません。だれが捨てたのかという問題がやはり生じてまいります。御承知のとおり、PCBというのは一九七二年、製造、使用が法律で禁止をされ、使われなくなった廃PCB等については今でも各企業などに台帳を整備して保管することが義務づけられております。

正蓮寺川のPCBにつきましては、昭和三十年代あるいは四十年代に、処分困った企業が何らかの方法でこの恩島橋下流の共同荷揚げ場というところがあるんですが、ここから不法に捨てたものと大阪府は考えております。その量は、一〇〇%のPCBに換算いたしますと、ドラム缶四、五本分になるであろうということなんです。捨てた企業が特定されるのであれば、本来は排出者の

責任でこの環境汚染を処理させなければならぬわけですが、大阪府河川課は、調査をしているけれども原因者は不明だということになっているわけですね。

いずれにいたしましても、高度成長期に利益優先で、住民、人間の生命や健康に対する責任を負わない、こういう企業の犯したこれは私は重大な犯罪行為であろうというふうな認識しております。どこの企業かはわからないんですが、私は、やっぱり企業の行動とそれから環境への責任というものが鋭く問われた一つの事例ではないかと思うんですが、その点で大臣の御認識を伺いたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今、いろいろな具体的な大阪の河川のPCB汚染、しかもそれはダイオキシンまで含まれている。この事例を伺って、大変事の深刻さ、こういうことで私も非常に憂慮を持って聞かせていただきました。

御指摘の有害物質の不法投棄など、こういった悪質な行為というのは絶対にあつてはならないことだと思っております。

産業活動におきまして、当然関連法規の遵守というものは当たり前のことでありますけれども、近年、環境汚染物質の発生や排出の抑制、産業廃棄物のいわゆる発生抑制、部品等の再使用、それから材料等としての再利用、三つのR、こういうふうな言っております。リデュース、リユース、リサイクル、さまざまな面での環境負荷の低減を目的とした積極的な取り組みが求められておりまして、企業の信用にとつても産業経済の健全な発展にとつてもこれはますます重要な課題である、このように思っております。

産業サイドを所管する経済産業省といたしましては、二度とこういうことがないように、私どもとしては十分監督をし、また企業のモラル向上のためにも一生懸命に努力をさせていただきたい、このように思っております。

○山下芳生君 アメリカには、一九八〇年にスーパーストリー法というものがつくられました。こ

れは、原因者負担が原則ではありますけれども、原因者が不明の場合、汚染物もとのメーカーである石油化学業界から拠出金を出すことによつてこういうものを処理しようという仕掛けであります。その後、汚染が大変な範囲であることがわかって、産業界全体が負担するというふうな法改正がされて今日に至っているというふうな聞いておりますけれども、私は、こういうやり方も一つの具体的な対策の手だてではないかと。

工場跡地にいろいろな有害物質がそのまま放置されていて、工場跡地の場合は比較的その責任者がわかるでしょうけれども、こういう河川でありますとか海でありますとか、そういう問題については特定しにくい、しかしそういうときにもしっかりと対応できるようにアメリカではやっているわけですが、私はこれは政府としてぜひ検討すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) これは人間の生命だとか健康にかかわる重要な問題でございます。そういった形で今アメリカが取り組んでいる事例もお示しになられましたけれども、我が国としても、これは当然検討課題、このように思っております。

○山下芳生君 あと残りわずかなんですけれども、もう一つ具体的な別の事例について質問したいと思っております。

企業責任がまさに大臣おっしゃるようになっているわけですが、大阪の高石市にあります三井化学大阪工場が、排水処理設備を無許可で改造し、有害性物質ホルムアルデヒドを含む汚水を十四年間違法に大阪湾に垂れ流していたという事件がござります。

この事件の概要について説明いただけますか。

○政府参考人(石原一郎君) お尋ねの件につきましては、三井化学の大阪工場が、排水の処理方法の変更につきまして瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきまして変更の許可を受ける必要があるわけですが、その変更の許可を受けずに行うなど、瀬戸内法に違反していたと大阪府より報

告を受けております。

その後、大阪府は三井化学大阪工場に対しまして、文書にて必要な改善措置を行う等の指導を行ったというふうに承知しております。

○山下芳生君 えらいあっさり終わってしまいました。中身は大変深刻なんです。

具体的に言いますと、この処理施設というのは活性汚泥処理設備ということなんです。微生物によって尿素などを分解して排出できるようにするというようなことなんです。この三井化学大阪工場では当初の計画が途中で変わっていきいわけです。尿素以外にも、例えばパラホルム、メラミン、亜硫酸ソーダ、プラスチック類等が扱った品目として入ってまいりまして、ふえまして、そしてその当初の報告していた設備ではパイプが詰まってしまるとかあるいは微生物が死んでしまうということになるんです。そのパイプをもう処理施設に通さずに直接大阪湾に垂れ流すようにその配管を変えたというんです。それが十四年間ずっとわからないまま、そのまま放置されていた。

何でわかったかという問題でして、実はその処理施設で下請、孫請、ひ孫請の会社の労働者の方が、余りにもこれはひどいということと良心にかけて告発をされたわけです。大阪府と高石市に内部告発をされた。内部告発といっても、この方は、そういうことをやれば自分だけではなくて同僚にも迷惑がかかるんじゃないかという配慮をいたしまして、そのひ孫請会社をみずからおやめになって、その上で告発をされました。そういう労働者の職を賭した告発があつて初めてこういう大企業の違法な行為が発見されたという経過になったわけです。

私は、これも大変重大な問題。労働者の告発、勇気ある告発がもしなければ今でもずっと続いていた可能性が大なんです。こういうことについて大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) こういう三井化学の垂れ流しという、そういうことがあつたということとは承知をしておりますけれども、私は、内部告

発によってそれが明らかになつたかどうかというのは、今お伺いして承知をしたところでございませぬ。

本日に日本を代表する企業の一つがそういう形で、今詳しい御説明を聞きましてけれども、本来はいわゆるその処理を微生物を使って浄化をしてそれを排水しなければならぬのに、新たにいろいろの物質が加わる、それによってパイプが詰まるとか、そこで処理ができなくなるのでそれを外してじかに流したということは、ある意味では非常に許されない私は行為だと思つております。

そういう意味で、内部告発ということとはよく承知しておりますけれども、私は、本日にこういう事例というものが現実起こつたと、こういうことは大変今お話を伺つて憤りを持っているところでございます。

○山下芳生君 大臣のお気持ちというのは当然だと思つております。

私、もう一つ憤つていたただかなければならぬことを紹介しなければなりません。

私、この告発された方に直接お会いいたしました。そうすると、三井化学に対する大阪府やあるいは高石市の立入検査の際、これは事前になぜかその情報が漏れていたようございまして、大体わかつていた。その検査が入るときには、あらかじめ検査にひつかかるようなものは洗浄するなという指示が出されて、黒板にそれが書かれていた。従業員に徹底されていた。そういうひ孫請の労働者は、検査に来る検査官の方々に直接接しないように別の部屋に検査のときはいなさいという指示を受けていた。私は、確信犯だと言わなければならぬと思つております。にもかかわらず、残念ながら、これは法律上、勧告を受けて是正されるというところで終わつておるんです。

私、そこまで確信的に十四年間環境への大変な犯罪行為をやつていた企業が、見つかったら、申しわけございません、是正しましたと終わつていいのか。そんなことで私は企業の環境に対する責任が本心に真剣に果たさうというものにな

らないんじゃないかと、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) この御指摘の、今言った環境問題に限らず、法律の遵守は企業や国民の重要な義務だと私は思つております。法律を遵守するということは企業や国民の本当に重要な義務だと、このように認識しております。

今回問題となつておる瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海が閉鎖性水域であることを考慮して、沿岸での排水処理施設の設置や変更に関して特に許可制をとつておるものでありまして、そこで立地する企業が地域の特徴を認識して関係法令をよく理解して遵守することが私は求められておるんだと思つております。

経済産業省といたしましても、環境問題に関する法令について情報提供を積極的に行つて、また必要に応じて環境対策に対する企業の取り組みを指導するなどして、今後とも企業が法令を正しく理解して遵守するように努めていかなければならないと思つております。

そういうことで、私どもとしても、きょう伺つたことに関して正確な事実関係ということはまだ把握しておりません。私どもなりにやはりこれは、御指摘がございましたから、よく調査をさせていただきますながら、そして我々としてもこの問題、よく検討させていただきますと思つております。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 社会民主党の梶原ですが、もう時間が短いので、また、さきの同僚委員の質問に答えた部分も質問通告しておりましたが省かせていただいて、少し簡単なことをお聞きしたいと思つております。

今回のこの計量法の改正案の趣旨にはもう基本的に賛成でありますから、その点についてはお聞きしません。ただ、ppmの世界からppt、一兆分の一。これはもう我々想像ができない神の領域というか世界に近いような話でありまして、なかなか難しいのでありますが、問題は、この証明

をしたその数値が非常に社会的な影響力があるわけですね。だから、この出た結論というのは非常に大きな問題を醸し出しますから、これをどうするかというのを少しお尋ねしたいのであります。

大分県の日田市というところに筑後川の上流の川があるんです。山紫水明なところなんです。その川の調査をやつて、汚染度の調査をやつたときに、建設省の方の河川の方のダイオキシンの数値というのが割合高く出ておまして、高く出るときは、大水が出た後の測定のとときに高く出るといふので、大体、高く出た、それで市が調査をした場合は低く出るといふので、高く出た、それを発表をそのままさらしたら市の観光事業とか、きれいな水売り出して、サツポロビールも来て、これは市はもう大変困るといふ非常に相談もあつたんです。

そこは、原因はどうもサンプルをとる容器の汚染があつたんじゃないかと。それは原因はよくわからない。いずれにしてもそういうことがあるものから、証明事業者のサンプルのとり方とかあるいはそういう容器の汚染の問題とか、少しそのものが変わつてくると全体に大きな影響を及ぼしますから、数値の差がやっぱりの業者がやつても出ないようになるといふことが非常に大事じゃないかと思つておる。そこをどうするか、一回念を押して答弁をいただきたいと思つております。

それから二番目に、もう先に聞きますが、二番目は、発注業者と証明業者の間の癒着関係です。これは、なかなか一兆分の一なんという数字は、そこを一般の市民というのはわからぬのです。ど

こがどうなつておるかわからぬ。だから、癒着の状況がやっぱり生じる可能性というのは非常にあり得ると思う。心配が。そのところは一体どう考えておられるのか、それが二点。それから三番目に、異なつた結論があつちやこつちで出た場合に、一つのことにつか三つと

は、要するに信頼するか信頼しないかだけでですね。ですから、その三点について、少し通告をしていなかった部分もあるかも知れませんが、お尋ねします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘の、やはり正確で信頼性の高い計量証明の実施の重要性というのは、梶原先生御指摘のように非常に大切なことだと思っております。特に極微量物質の計量証明、それであってもその重要性というのは私はいささかも変わるものではないと思っております。このために、計量証明システム全体の工程管理が適切に行われなければ正確な結果が期待しにくい極微量物質の計量証明においては、そこが特に私は強調されることだと思っております。

したがって、今具体的に日田市の例もお出しになられて、そしてそれを採取するいわゆる容器、そういったところも汚染されていてデータに影響があると、こういうような御指摘がございましたけれども、今般の制度改正によりまして、やはりそういうことがあつてはならない、こういう形でそのところを厳密にやる、こういうことも私どもは徹底をしていかなければならないと思つておりまして、今般の制度改正の着実な実施を通じまして、信頼性の高い計量証明が行われるように努めていかなければならない、このように思つております。

また、ともすると起こりがちな発注する側とそれを証明する側の癒着の問題で、やはり自己に都合のいいような証明をしておうと、こういうようなことが起こりがちであつて、過去にもほかの分野でそういう例が数限りなくあつたということも私は承知をしているわけでありまして、特に人体に影響がある極微量物質、こういうことを考えますと、そういった癒着というのは絶対許されないことでありまして、私どもとしては、地方自治体を含めてそのことを厳正に徹底をして、そういうことがないように私どもとしてはしていかないと、検査というものが極微量物質でございます

して、やつぱり検査によつて異なつたデータが出て、こういうおそれも御指摘のように当然可能性としては考えられるわけでございますけれども、やはりそのところはしっかりとした検査ができて管理監督する我々サイドも、そういう異なつたデータが出ない、また出た場合には再度それを検査をし直してそれが正しいデータかと、こういうことを厳重にすることによつてそれを担保していかねければならない、そのように思つておりまして、御指摘の、そういうこれから正しい検査体制、計量体制を進めるときに当たつて非常に重要な御指摘だと思つておりますので、そういうことが起こらないように、我々としてはこの法改正を機にそのことも十分含んで徹底してまいりたい、このように思つております。

○梶原敬義君 もう一つ聞きますが、登録するときには県知事のものでやるという、その専門家です。これは役所の答弁でいいんですが、大体近ごろは、専門家を置いていたけれども、その専門家を一般職をぐるぐる回すような形の人事というのが多いんですね、感じられるんです。県にこういう極微量物質の検査等の専門家とか技術者というのか、そこは定年退職してどこから技術者を持つてきてもいいんだけど、やつぱり一人の人が長く仕事をしないでいなくてわかんないと思つております。そこら辺は県にどういう指導をしようとしていいのか、それが一つ。

それから最後に、情報公開の仕方ですね。これは極微量物質については、出た数字だけ見てどうこうというより、やつぱりその過程も大事だし、情報公開のことをどのように考えておられるのか、その点について、二点、それで終わります。

○政府参考人(日下一正君) お答え申し上げます。計量関係の事務は、現在、御承知のように都道府県の業務ということになっております。したがって、それぞれのところでの県での計量行政への対応のあり方は少しずつ差異があるところで

ございます。御指摘のように、都道府県ではなかなか環境関係、化学関係の専門家を配し得ないということもございまして、今回の場合も、能力があるかどうかの確認のところは国の方で確認をするという仕掛けになつたような経緯でございます。

県における行政への対応の能力アップという問題につきましては、私どもの方、計量研究所というのが工業技術院のときにございました。あるいは計量教育所というのがございました。これが独立法人の産業技術総合研究所に統合されておりますが、その中における研修プログラムを今までもやつておりますけれども、さらに充実いたしました。都道府県で行政に当たられていた方は計量士の方、その他関係の方に十分な情報提供、能力アップのための研修の機会を設けていきたいと考えております。そのような関係で、いろいろ都道府県の計量行政関係者とはよく連携をする連絡会を設けてきていますところでございます。

情報公開につきましては、これは都道府県における法施行でございますが、そのような連絡会の場を通じて、今の情報公開についての考え方などについても理解を深めるような努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(加藤紀文君) 他に御発言もないようです。質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですので、これより直ちに採決に入ります。

計量法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

足立良平君から発言を求められておりますので、これを許します。足立良平君。

○足立良平君 私は、ただいま可決されました計

量法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 極微量物質の計量計測における高度な技術的水準の確保の必要性等にかんがみ、特定計量証明事業の認定等の制度運用に当たつては、その技術進歩への対応に十分配慮するなど、制度の信頼性保持に努めること。

二 極微量物質の的確な計量計測に対応するため、計量管理や測定技術に関して、計量士等の研修制度を整備するなど、特定計量証明事業者の技術的能力の維持向上に努めること。

三 特定計量証明事業の認定制度に関しては、手数料の低廉化、認定手続の効率化等により特定計量証明事業者の負担の軽減に配慮するとともに、計量証明の依頼者等による制度理解の促進を図ること。

四 極微量物質に係る環境測定分析の重要性にかんがみ、国家標準物質の開発・供給、測定方法の国際標準化等に積極的に取り組むこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) ただいま足立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よつて、足立君提出の附帯決議案は全会一致をもつ

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼越夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(加藤紀文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三二号)(第八三三三号)(第八三三四号)(第八三五五号)(第八三六六号)(第八三七七号)(第八三八八号)(第八六八八号)(第八七三三三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第八七七号)(第八八一号)(第八八五号)(第八八九号)(第八九三三三号)

一、国民・中小業者本位の景気回復に関する請願(第九〇一号)

一、雪水資源の活用促進に関する請願(第九〇二号)(第九三三三三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第九三七号)(第九四二一号)(第九四五号)(第九六二二号)(第九六三三三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)

第八二七号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟市松浜新町一八ノ七 藤原龍太郎 外一万三千七百七十四名

紹介議員 鶴岡 洋君

我が国は日本海側を中心に豪雪地帯が存在し、量にすると全国で年間七百億トンから九百億トンの積雪がある。雪一トン当たりのエネルギーは約十キロカロリーになり、冷却時の熱量に換算すると灯油十三リットルに匹敵するといわれている。また、我が国の積雪量の〇・二％を利用するだけで、百万キロワット出力の発電所十数基分のエネルギーに相当するともいわれている。これまでは雪は不要物として扱われてきた。しかし、平成四年の豪雪地帯対策特別措置法の改正により「利雪」が明記され、雪水の持つ「冷熱に着目した雪冷房マンションや特別養護老人ホームへの利用、水室・雪室などによる大規模食糧備蓄施設の整備など、本格的な「利雪」への取組が進んでいる。

ついでには、雪水資源の利用・研究を促進するとともに、雪水資源を積極的に活用している各地域の取組を一層推進するため、次の措置を採られたい。

一、「雪水エネルギー」を新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法における「新エネルギー」として認定すること。

二、雪水資源を活用するための補助制度について一層の拡充を図ること。

第八二八号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町甲二、二七 一ノ一 相田トミイ 外一万三千七百七十三名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八二九号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県五泉市木越乙二、九三二ノ四 滝沢義夫 外一万三千七百七十四名

紹介議員 海野 義孝君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三〇号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡畑野町字畑野甲三七 〇 中川勝 外一万三千七百七十四名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三一号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県長岡市浦瀬町九、一六二 小見正二 外一万三千七百七十四名

紹介議員 魚住裕一郎君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三二号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県五泉市笹堀七七 長谷川 竣吉郎 外一万三千七百七十四名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三三号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡小国町太郎丸一、五 〇一 北原勇 外一万三千七百七十四名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三四号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県長岡市高見町九五七ノ一

安藤正勝 外一万三千七百七十四名
紹介議員 統 訓弘君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三五号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県長岡市江陽一ノ五ノ五 脇修 外一万三千七百七十四名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三六号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県新発田市御幸町二ノ四ノ十二名 一 大竹吉昭 外二万六千三百六十二名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三七号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県岩船郡山北町大字北中六七 九 富樫キエ 外一万三千七百七十四名

紹介議員 日笠 勝之君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三八号 平成十三年三月三十日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡栄町荻島二、三五 七 泉一雄 外一万三千七百七十四名

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八六八号 平成十三年四月二日受理
雪水資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県上越市石橋一ノ八ノ五 澤 田敷 外一万三千七百七十四名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八七三号 平成十三年四月三日受理
雪水資源の活用促進に関する請願
請願者 新潟県五泉市土深一三八ノ三 吉田孝 外一万三千百七十四名
紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八七七号 平成十三年四月四日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 大阪府東大阪市小阪本町二ノ二ノ
二七 南健二 外千四百四十五名
紹介議員 小泉 親司君

長期化する不況により倒産・廃業が過去最高水準となる中、業者婦人は自営中小業者の家族従業員として、また女性事業主として営業を支えるだけでなく介護や育児にと昼夜を分かたず働いている。しかし、家族従業員の労働は社会的に認知されておらず、税制上においては所得税法第五十六条の規定によりただ働きを強いられている。また、業者婦人に対する社会保障においても、国民健康保険に傷病手当・出産手当の制度が無いことから、病気やけが、出産時の所得が補償されておらず、年金についても生活を保障したものはなっていない。自営業者についても労働者と同様に

出産・育児・介護などの母性や家庭責任に配慮した社会制度を確立するよう求める。一方、男女共同参画審議会答申は「起業を旨とする女性のニーズ等を把握しながら、支援の在り方について検討する」、「商工業等の自営業における家族従業員について調査研究等の取組を行っていく必要がある」と明記している。

ついては、業者婦人の人格が平等に認められる行動計画や施策の充実に図り、安心して営業と生活ができるよう、次の事項について実現を図らるたい。

一、女性事業主・起業家が女性であることで融資取引上の慣行、教育などで不利益を受けることのないよう、施策を充実させること。

第八八一号 平成十三年四月四日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 福島県白河市新白河三ノ一五八ノ
七〇一 村山弘樹 外四百三名
紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八八五号 平成十三年四月四日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 大阪府吹田市南高浜町二九ノ三
上埜和雄 外六百三十名
紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八八九号 平成十三年四月四日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡亀田町城所二ノ一
ノ一四 樽谷博子 外二百十名
紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八九三号 平成十三年四月四日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 大阪府箕面市桜一ノ八ノ八 新立
敏雄 外四十五名
紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九〇一号 平成十三年四月四日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願
請願者 大阪府豊中市中塚塚三ノ一ノ一

伊藤佳代子 外七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第九〇二号 平成十三年四月四日受理
雪水資源の活用促進に関する請願
請願者 新潟県加茂市上条五ノ三二 坪谷
吉昌 外一万三千百七十四名
紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九三三号 平成十三年四月五日受理
雪水資源の活用促進に関する請願
請願者 新潟県白根市平潟六六三 須田克
博 外一万三千百七十四名
紹介議員 弘友 和夫君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九三七号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町大字阿恵一、
一五五ノ三 成清勝子 外三百五
名
紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九四一号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 神奈川県綾瀬市寺尾本町一ノ一四
ノ一四 牧田剛 外八十二名
紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九四五号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 京都市西京区大枝北福西町二ノ一

八ノ四 植田富子 外六千七十五
名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六二号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 東京都小金井市東町二ノ二ノ二
五 川野栄 外五千五百四十七名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六三号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 神奈川県大和市下鶴間二、二八
一 吉沢邑孔 外五千五百四十七
名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六四号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 広島市中区基町一六ノ一七ノ一
四 福原治康 外五千五百四十七
名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六五号 平成十三年四月五日受理
業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願
請願者 大阪府北区本庄東二ノ四ノ一 沼
瀬和子 外五千五百四十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九六号 平成十三年四月五日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 新潟市石山六ノ一三ノ二五 野上
智子 外五千五百四十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九七五号 平成十三年四月六日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 岐阜県中津川市手賀野一七五ノ二
七六 阿部竹雄 外百四十名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九七九号 平成十三年四月六日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 名古屋西区城西町二五六 小出
助吉 外二百六十一名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九八三号 平成十三年四月六日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 大阪府豊中市利倉西二ノ一九ノ二
七名 太田幸次 外四百四十
七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一〇〇一号 平成十三年四月六日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟市河渡二ノ三ノ二七 鈴木正
夫 外一万三千七百七十四名

紹介議員 森本 晃司君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第一〇一三号 平成十三年四月九日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 群馬県高崎市片岡町二ノ七ノ五
林谷子 外四十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一〇一七号 平成十三年四月九日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 大阪府東大阪市岩田町一ノ二〇ノ
一三 西脇憲嘉 外六百十六名

紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一〇二三号 平成十三年四月十日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県長岡市水穴町二ノ九八 高
橋智恵 外一万三千七百七十四名

紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第一〇五〇号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 埼玉県川口市差間二ノ三四ノ一
二 東海林礼子 外四千五百七十
五名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五一号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷一ノ二三ノ
五 松原清市 外四千五百七十五
名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五二号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 北海道函館市西栲楳町八二八ノ
七 向井孝行 外四千五百七十五
名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五三号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都立川市一番町六ノ八ノ一
高橋由男 外四千五百七十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五四号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都青梅市東青梅二ノ一六ノ一
一ノ四〇四 大下田道子 外四千
五百七十五名

紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五五号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都江戸川区葛西四ノ四ノ一
ノ六〇八 伏見昌子 外四千五百
七十五名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五六号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西川二ノ一三ノ三
一 山口英二 外四千五百七十五
名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五七号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 愛知県春日井市前並町一ノ二二ノ
六 浅野幸二 外四千五百七十五
名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第九七一号 平成十三年四月六日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に
関する請願

請願者 栃木県足利市名草下町五六八ノ
五 山崎清美 外二百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の
充実に関する請願(第一〇一三号(第一〇一
七号))
一、雪氷資源の活用促進に関する請願(第一〇
二三号))
一、国民・中小業者本位の景気回復に関する請
願(第一〇五〇号(第一〇五一号(第一〇五
二号(第一〇五三号(第一〇五四号(第一〇
五五号(第一〇五六号(第一〇五七号(第一
〇五八号(第一〇五九号(第一〇六〇号(第
一〇六一号(第一〇六二号(第一〇六三号
(第一〇六四号(第一〇六五号(第一〇六六
号(第一〇六七号(第一〇六八号(第一〇六
九号(第一〇七〇号(第一〇七一号(第一〇
七二号))

第一〇五八号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市学園三ノ六四ノ

一九 中山忠 外四千五百七十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇五九号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 新潟県栃尾市山田町六ノ六四 勝

沼安夫 外四千五百七十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六〇号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 新潟県新発田市大柴町四ノ一ノ一

七 中野トミ子 外四千五百七十五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六一号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 東京都昭島市玉川町四ノ八ノ一

〇 池田隆信 外四千五百七十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六二号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 埼玉県浦和市下山口新田四二ノ

五 赤岩周助 外四千五百七十五名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六三号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡永源寺町大字高野

一、〇八六 丸山靖夫 外四千五百八十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六四号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 福岡県田川市松原一区四ノ二

住純一 外四千五百七十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六五号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 川崎市宮前区野川三、〇四二ノ

八 阿部三喜男 外四千五百七十五名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六六号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区西ノ割町一ノ二

六 佐久間盛敏 外四千五百七十五名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六七号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 広島県世羅郡世羅西町大字下津田

六〇四 今川芳春 外四千五百七十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六八号 平成十三年四月十二日受理
国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 三重県桑名郡長島町霞ヶ須七一四

ノ二八八 加藤愛梨 外四千五百七十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇六九号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 大阪府岸和田市加守町四ノ三二ノ

五 渡部登 外四千五百七十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇七〇号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 大阪市生野区桃谷一ノ一一ノ一

九 井下アキエ 外四千五百七十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇七一号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町西大路一、四

二六 広島太代治 外四千五百七十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一〇七二号 平成十三年四月十二日受理

国民・中小業者本位の景気回復に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄

一、四八八 渡辺英明 外四千五百七十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の
充実に関する請願(第一〇九八号)

一、原発推進から脱原発への政策転換に関する
請願(第一二二三号)

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の
充実に関する請願(第一一三三三号)(第一一三
七号)

第一〇九八号 平成十三年四月十三日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実
に関する請願

請願者 香川県善通寺市生野町一、八三九

ノ一 松下静江 外三百二十五名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一一一三三号 平成十三年四月十八日受理

原発推進から脱原発への政策転換に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町浪岡字浅井

一三八ノ一 三上明子 外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一三三三号 平成十三年四月十九日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実
に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町上田尻三六

三 畠中三郎 外五百十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一一三七号 平成十三年四月十九日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実
に関する請願

請願者 岡山市西大寺中二ノ一九ノ一三

赤木覚 外二百四十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一一八四号)
- 一、雪氷資源の活用促進に関する請願(第一一八五号)

第一一八四号 平成十三年四月二十三日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町四ノ二ノ一

七 中塚幸雄 外七百六十七名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一一八五号 平成十三年四月二十三日受理

雪氷資源の活用促進に関する請願

請願者 新潟県小千谷市桜町五、二九三ノ二

二 伊東裕士 外一万三千七百七十四名

紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願(第一二七九号)(第一二八八号)(第一三一四号)(第一三一八号)(第一三六〇号)

請願者 大阪府羽曳野市島泉九ノ一二ノ一

一 立脇要子 外三百十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一二八八号 平成十三年五月七日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園一番町一八

白石ナミ子 外六百二十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一三一四号 平成十三年五月八日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 宮城県岩沼市押分字奥山一八六ノ一

一ノ二ノ一 中坪義明 外百三十二名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一三一八号 平成十三年五月八日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 兵庫県洲本市千草已五三四ノ二

岡崎雅彦 外百二十四名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第一三六〇号 平成十三年五月十日受理

業者婦人及び女性起業家に対する支援策の充実に関する請願

請願者 宮城県志田郡鹿島町木間塚字小谷地三一五ノ一

安倍重男 外百四十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に

関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であつて、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

2 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

4 この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等(電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。)と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

(電子消費者契約に関する民法の特例)

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者

者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求め、措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかつたとき。

二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があつたとき。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその申込み又はその承諾の意思表示を行った電子消費者契約については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約において発した電子承諾通知については、なお従前の例による。

不正競争防止法の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為。

7 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

第五条第二項中「又は第十四号」を、「第十二号又は第十五号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争当該侵害に係るドメイン名の使用

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第三号中「第十号の二第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「経済産業省令」を「政令又は経済産業省令」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改め、同項第一号中、「第十二号及び第十四号」を、「第十三号及び第十五号」に、「同項第十二号及び第十四号」を「同項第十三号及び第十五号」に改め、同項第二号中「第十四号及び第十五号」に改め、同項第二号中「第十四号及び第十五号」に改める。

第九部

経済産業委員会会議録第八号 平成十三年五月二十四日【参議院】

号を「第十五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の二第一項中「に対し」の下に「国際的な商取引に関して」を加え、同条第二項第三号中「従事する者」の下に「その他これに準ずる者」として政令で定める者」を加え、同条第三項を削り、同条を第十一条とする。

附則第三条第三号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十三号」に改める。

附則第六条中「第十号」を「第十三号」に改める。

附則第十号中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十二条第二項」に、「又は第十二号」を、「第十二号又は第十五号」に、「とあり、同法第十一条第一項第一号」を「とあり、同法第十二条第一項第一号」に、「第十号及び第十二号」を、「第十三号及び第十五号」に、「第十二号及び第十三号」を、「第十四条第一号」に、「又は第十三号」を「と、同法第十二条第一項第一号」を「と、同法第十三条第一号」に、「同項第十号及び第十二号」を「同項第十三号及び第十五号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十条の二第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第三号」を「第十四条第三号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第六条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「同項第一号から第九号まで」の下に「及び第十二号」を加える。

第八条第三号中「第十三条」を「第十四条」に、「第十号の二第一項」を「第十一条第一項」に改める。

平成十三年六月一日印刷

平成十三年六月四日発行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K